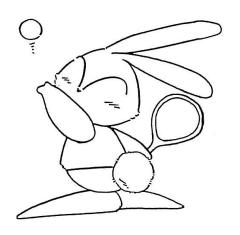
ソフトテニス長期基本計画2012

(2012年度~2016年度)

く世界に誇れる、格調高いスポーツ「ソフトテニス」>



財団法人 日本ソフトテニス連盟

ソフトテニス長期基本計画2012

(財)日本ソフトテニス連盟は、昭和58年(1983年度)以来、ソフトテニスの抱える現状や課題に対応すると共に、ソフトテニスの一層の普及振興を図るため、将来像の基本となる方向性を示す長期基本計画を策定し、その方針に沿って総合的かつ計画的に取り組んできた。

現在の長期基本計画は、平成23年度(2011年度)をもってその計画期間が終了するため、現計画の達成状況や課題を踏まえて、平成24年度(2012年度)から平成28年度(2016年度)を計画期間とする「ソフトテニス長期基本計画2012」を策定するものである。

策定にあたっては、当連盟が目指している公益財団法人としての高い社会的信用を維持し、公益目的事業である「ソフトテニスの普及振興事業」を行うことを目的として取り組むことを前提としている。

ソフトテニス長期基本計画 2012 の理念

現在の長期基本計画の理念及び主要な課題についての多くは、一定の進捗が図られ、成果を上げている。これまでのソフトテニスの課題も時代とともに変化しており、次期計画では更に日本で生まれたソフトテニスを世界に誇れる、格調高いスポーツとして普及振興するため、当連盟の総力を挙げ真剣に取り組むものとする。

そのため、これから取り組む長期基本計画の施策は、「ソフトテニスの普及振興を図り、国民の心身の健全な発達に寄与することを目的とする」当連盟の目的をより明確にして「ソフトテニスの普及振興事業」「ソフトテニスの競技力向上事業」「ソフトテニスの国際振興事業」を3つの柱に位置づけ推進する。

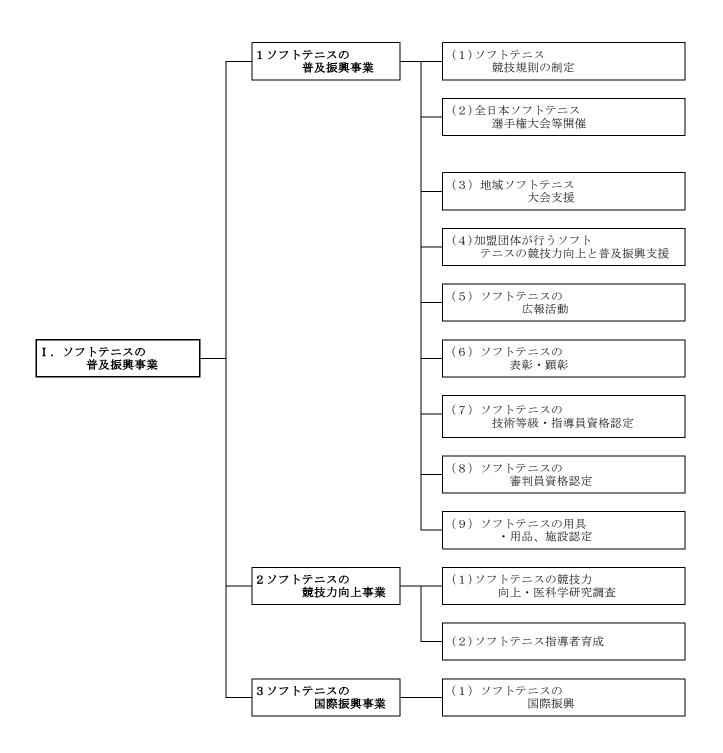
特に、ソフトテニスを通じて環境保全と共に自己責任やフェアプレイの精神を身につけ、マナーを重んじる等の教育を推進し青少年の健全育成を図るものとする。

ソフトテニス長期基本計画 2012 のキャッチフレーズ

<世界に誇れる、格調高いスポーツ「ソフトテニス」>

ソフトテニス長期基本計画2012体系図

<世界に誇れる、格調高いスポーツ「ソフトテニス」>



I. ソフトテニスの普及振興事業

くいつでも・誰でも・いつまでも愛され、楽しめるスポーツ ソフトテニス>

現長期基本計画の主要課題として取り組んだ各施策は一定の進捗が計られ成果を 挙げている。

まず競技性の向上では、ジュニア審判普及の促進、審判DVDの作成やスポーツ拠点づくり推進事業の実施については順調に推進している。大衆性の向上では、「ソフトテニスの日」から、10月の体育の日を中心とした週を「ソフトテニス週間」と定め、全国でイベントを実施して生涯スポーツとしてのソフトテニスの普及PRを図った。広報力の向上では、平成13年から継続してNHKテレビ放映を実現し、日本連盟テレビ局及び各支部テレビ局を開局し映像を通じて積極的な動画配信の広報活動を展開している。また日本連盟携帯ホームページの積極的活用により、大会情報やレッスン動画等の情報を広く発信している。

しかしながら、競技性の向上を図るための大会や、ゼッケンの統一化などまだまだ 課題は残っているため、その解決に取り組まなければならない。そしてジュニア世代 に対する技術等級・審判資格取得やシングルス導入の推進についても継続して取り組 むこととする。

また、スポーツ愛好者への情報提供や生涯スポーツとして小学生からシニア層まで参加できる大会の推進を図り、大衆性の向上に取り組んで「いつでも」「誰でも」「いつまでも」愛され、楽しめるソフトテニスを目指す。

ソフトテニスの普及振興に重要な役割を果たす広報力の向上では、すべてのマス・メディアへの情報提供やテレビ放映はもとより、世界的規模で取り組んでいる環境対策に加え、「教育」の視点にたって青少年の健全育成を図るため、スポーツマンとしての倫理教育と「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーン活動の推進に取組むこととする。

1. 「ソフトテニス競技規則の制定」

ソフトテニス競技 (ダブルス・シングルス) を実施するために必要な競技 規則を定めることを目的として、ソフトテニスの振興と競技性の向上等、 万人がより安全に楽しく競技できるよう必要に応じて検討を行い改訂し、 ソフトテニスハンドブック (競技規則・審判規則・大会運営規則) に反映する。また、国際ソフトテニス連盟 (以下 I S T F) やアジアソフトテニス連盟 (以下 A S T F) における中心的なリーダー国として、国際競技規則との整合性を図る。

2. 「全日本ソフトテニス選手権大会等開催」

(日本連盟が主催する全国的・大規模な大会)

各大会に定めた大会要項により実施し、その要項については、ホームページで公開するとともに、毎年冊子にまとめた大会要項を、加盟団体を通じて各団体に配布する。

各大会の開催地については、全国各地の加盟団体で持ち回り開催し、各地でのスポーツ振興に貢献している。 (一部の大会を除く)

大会の参加については、誰でもが自由に参加できる大会や、或いは誰でもが参加が可能な各都道府県の予選会等や実績により参加することができる大会があるが、小学生からシニア(75歳以上の部)まで生涯スポーツとして、あらゆる年齢層で全日本大会の開催を継続する。

3. 「地域ソフトテニス大会支援」

地区連盟が主催する大会を、継続して支援する。大会の開催地は、一部を除き、地区連盟内の加盟団体で持ち回り開催され、各地でのスポーツ振興に貢献している。大会の参加については、誰でもが自由に参加できる大会や、或いは誰でもが参加可能な各都道府県の予選会等や実績により参加することができる大会があるが、小学生からシニア(75歳以上の部)まで生涯スポーツとして、あらゆる年齢層で地区大会を開催するとともに、当連盟からの補助金、開催地連盟の負担金により開催を推進する。

4. 「加盟団体が行うソフトテニスの競技力向上と普及振興支援」

47都道府県ソフトテニス連盟等の加盟団体が行うソフトテニスの競技力向上と普及振興事業を支援する。全国で15,000団体を超える多くの地域クラブや小・中・高・大学生のジュニアクラブ、スポーツ少年団等の育成の充実を図ることを目的として、加盟団体に対して継続して助成支援する。また、47都道府県ソフトテニス連盟が主催する中学生大会、レディース大会、および全国で一斉にソフトテニスを楽しみPR活動をする「ソフトテニス週間」の充実を図るための補助を継続して行う。

5. 「ソフトテニスの広報活動」

広く国民にソフトテニスの楽しさを知ってもらうように「メディア対策」 「ホームページの運営」、「広報誌発行」を継続して実施する。

「メディア対策」は、新聞報道の充実と全日本選手権大会のNHKテレビ放送を継続する。報道機関に対し、話題性のある広報を積極的に行うとともに各種大会の案内および結果について新聞に掲載されるよう情報発信を粘り強く継続する。また、全日本選手権大会のNHKテレビ放送の継続については、平成13年から継続しているNHKテレビ放送を引き続き確保する。「ホームページの運営」は、ホームページとケータイホームペー

ジの2つのホームページを継続して運営し、連盟ホームページについては、内容の充実と積極的活用を行い、本ウェブサイトを活用して当連盟の組織・事業等に関する情報を広く発信する。また、日本ソフトテニス連盟及び47各都道府県連盟ホームページテレビ局では、過去の当連盟主催大会の映像を、いつでも見られる等の動画サイトの内容の充実を図り、積極的な動画配信による広報活動を展開する。「広報誌発行」は、機関誌(毎月)、会員報(年2回)、大会記録集の発行を継続する。機関誌ソフトテニスの毎月発行については、内容の充実と購読者の増加を図る。会員報の年2回発行については、加盟団体および15,000を超える全国の地域クラブ、ジュニアクラブ・スポーツ少年団等に対して会員報を直接送付するとともに、当連盟ホームページに公開し誰でもが閲覧できるようにして当連盟に関する情報を広く発信する。各年度の主要大会(当連盟主催・共催大会等)の大会記録およびランキングを冊子にまとめた大会記録集は、デジタル化を含め効果ある記録集の作成を目指す。ソフトテニスの歌については、日本連盟主催事業での活用と全国各地域での普及を図る。

6. 「ソフトテニスの表彰・顕彰」

表彰規程に基づき当連盟功労者、加盟団体功労者、優秀監督および優秀選手、優良団体、ランキング選手、国際大会入賞選手、大会入賞選手、特別功労者並びに団体等に対して、各種表彰・顕彰を実施する。表彰対象者は、ソフトテニスの普及発展に尽力し功労顕著なる者、成績優秀にして他の模範となる者、指導・育成に貢献した者等であり、今後の活動の更なる充実を図ることを目的として表彰する。

7. 「ソフトテニスの技術等級・指導員資格認定」

ソフトテニスを愛好する者に自己の実力を確かめ、更に技術を向上する ための目標を与えることを目的として「技術等級の認定」および「指導員 の認定」を継続して行う。ただし、指導員、準指導員については、平成元 年に公益財団法人日本体育協会の公認指導者資格へ移行を行い、現在はソ フトテニス界に功労のあった 4 5 歳以上の者に対し、名誉指導員のみ認定 を行っている。

8. 「ソフトテニスの審判員資格認定」

公認審判規程で、日本連盟及び47都道府県連盟等の加盟団体が主催する大会が円滑に運用され、その権威が保持されることを目的として公認審判員を置くとなっており、ソフトテニス競技を行う上で不可欠なルールを修得し公平で安全に競技するため、「ソフトテニス公認審判員の養成認定」を継続して行うとともに審判員の資質向上を目指す。

9. 「ソフトテニス用具・用品、施設認定」

愛好者・競技者が安全で快適にソフトテニスができるよう、ソフトテニス 用具・用品およびコート施設に関する公認規程に基づき公認基準を設け、 安全で適正かつ品質の優良なものおよび事業者について「公認」を行う審 査・指導・改善を継続して行う。

Ⅱ.ソフトテニスの競技力向上事業

く世界No.1の心と技を目指して>

世界No.1の実力を維持すべく、競技者育成プログラム(一貫指導システム)は着実に成果を上げ、全日本選手権大会や国民体育大会では大学生が上位に進出し、多くの中学・高校生が活躍している。今後も競技者育成プログラムを推進し、次代を担う選手の発掘育成強化を図り、競技者育成プログラムのさらなる充実と医科学的ケアやアンチ・ドーピング等を含めた長期的展望に立った競技力の向上を推進する。

また、指導者の資質と指導力の向上及び指導活動の促進を図ることを目的に、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者養成事業を実施して、ソフトテニス競技の振興と競技力向上を担うための指導者を養成する。

- 1. 「ソフトテニスの競技力向上・医科学研究調査」 ソフトテニスの競技力向上のため「競技力向上」、「医科学研究調査」、 「アンチ・ドーピング」を継続して行う。
 - (1)「競技力向上」
 - ・競技者育成プログラムの推進(一貫指導システムの構築) 国際レベルの競技能力の開発を目指して、競技者の発掘・育成・強化 の全体を通じた共通の理念と指導カリキュラムに基づいてそれぞれ の時期に最適な指導を一貫して行う。また、ソフトテニス競技をより 魅力のあるスポーツに育て、競技を通じて青少年の健全育成に寄与し ていくことを目的として位置づけ、競技者育成プログラムを全国に普 及し、このプログラムに基づき競技者に対して指導を行う一貫指導体 制の充実を図る。
 - ・ナショナルチーム及び日本代表チームの強化合宿 ナショナルチームを編成し、国際大会で活躍しソフトテニス界に活気 をもたらすべく合宿や海外遠征等の競技力向上事業を推進する。
 - ・全日本U14、17、20の強化合宿 全日本U14、U17、U20の年代別にチームを編成し、合宿や海外遠征 により選手の競技力向上事業を推進する。

•海外遠征

各種国際大会に選手を派遣し、試合参加、海外選手との交流、異文化の体験により豊かな人間形成に役立てると共に競技力向上を推進する。

・競技力向上のため指導スタッフの各種大会視察 強化選手の状況や新たな有望選手の発掘を目的とし、視察派遣をする。

(2) 「医科学研究調査」

競技者の健全な心身育成のため、スポーツドクターやトレーナーによる 合宿帯同や定期的チェックを実施する。各種フィットネスデータを集 積・分析し、選手の身体ケア、健全な発達、適切なトレーニングに役立 てる。また、コート等の施設・用具の特性を調査し、競技力向上との関 連性の分析等研究成果を公開し、全国的な競技力向上に役立てる。

(3) 「アンチ・ドーピング」

日本アンチ・ドーピング機構(JADA)と連携し、ドーピング防止の普及啓発活動を実施して、スポーツの公平性を競技者に理解させ健全な精神を育成するためにアンチ・ドーピング教育の充実を図る。また、世界アンチ・ドーピング活動の動向を踏まえ、各種の大会等でのドーピング検査を実施し、全国を統括する競技団体としての責務を果たす。

2. 「ソフトテニスの指導者育成」

スポーツの振興と競技力向上を図るための指導者を養成するため「指導者養成事業」、「全国の小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会」の実施を継続する。

ソフトテニス競技の振興と競技力向上にあたる指導者の資質と指導力の向上及びスポーツ指導活動の促進と指導体制の確立を図ることを目的に、(公財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度のソフトテニス専門科目養成事業の充実を図り実施する。「全国の小学生・中学生・高校生指導者の合同研修会」は、各都道府県連盟を代表する小学生・中学生・高校生の指導者各1名を一堂に会し、ジュニア層のソフトテニス活動における課題の改善について検討すること、また、競技者育成プログラムの現状を把握し、さらなる推進に向けて協議を行うことを目的に開催する。

Ⅲ. ソフトテニスの国際振興事業

<世界へ広げようソフトテニスの輪>

今期の長期基本計画では、「オリンピック参加の実現性の検証」をリーディングプロジェクトとして位置づけ、世界5大陸からの世界選手権大会への参加や、非オリンピック種目であるソフトテニスがアジアオリンピックとして目指しているアジア競技大会への参加の実現、そして国際ジュニア大会の開催やオリンピック参加の実現性を検証するための情報収集等の様々な模索を試みたがソフトテニス競技だけでオリンピック参加を実現することは到底困難であると思われる。

しかしながら、国際大会への選手や指導者の派遣、用具の支援、国際審判員や国際 指導員体制の確立等による国際普及は着実に推進されており、今後は推進役である国 際ソフトテニス連盟やアジアソフトテニス連盟の組織・体制を強化し、加盟国と連携 してソフトテニスの普及振興に取り組むこととする。そして、ソフトテニスだけでな く、既に世界に広がり、オリンピック委員会と強く結びついているテニスの協力を得 ながらオリンピック参加を目指すスタートに次期長期基本計画を位置づける。

1. 「ソフトテニスの国際振興」

ISTFやASTFにおける中心的なリーダー国として「国際普及活動の推進」、「国際指導体制の充実」、「国際大会の開催促進」を推進する。

- (1) 「国際普及活動の推進」
 - ア) ヨーロッパや南米および東南アジア等への指導者、選手の派遣を行う。
 - イ)ソフトテニス用具・用品の提供支援をする。
 - ウ) 普及指導用教材の作成および提供を行う。
 - ・ソフトテニス競技紹介用DVDおよびパンフレット
 - •技術指導用DVD
 - ルールブック、審判DVD
 - エ) ジュニア選手、シニア選手等の国際交流促進
- (2) 「国際指導体制の充実」

国際指導員制度(ASTF)及び国際審判員制度(ASTF)を推進する。 それにより国際大会に審判員の派遣や未開発国等への指導者の派遣を実施する。

(3) 「国際大会の開催促進」

アジア競技大会、東アジア競技大会へのソフトテニスの参加活動と世界選手権大会、アジア選手権大会の開催および大会運営を支援する。

また、世界各国で開催される国際大会を支援すると共にオリンピック委員会が認める大陸別、地区別競技大会参加に向けての活動と大会運営支援を行う。

以上のソフトテニスの普及振興事業を推進するために

組織、財政の強化

<新しい時代への力を創る>

平成11年度に会員登録制度を制定してから12年が経過し、そして平成17年度から小・中学生の会員登録の有料化を実現して、組織、財政の強化が着実に進められた。特に、財政面においては会員登録制度を中心に、スポンサーの獲得や、財源確保の諸制度導入により、より強固なものとなり当連盟の組織強化に大きな成果として現れている。

また、ITシステムによる会員登録、審判員そして技術等級資格の認定等による事務の効率化と迅速化は会員にとっても大きなメリットとなった。

さらに、大会申し込み等のIT化を図り、より良い組織運営を目指す。

次期長期基本計画2012のスタートと同じくして、公益財団法人移行に伴う組織体制の整備と財政運営に取り組むとともに、次期基本計画の各施策を実現するための財源確保に引き続き努力し、次期長期基本計画中(2014年)に迎える日本ソフトテニス連盟創立90周年記念事業(1924年創立)を実施する。